



平成20年11月28日
職発第1128002号

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局長
(公 印 省 略)

現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえた労働者派遣契約の解除等に係る指導に
当たっての労働者の雇用の安定の確保について

昨今の経済情勢による企業業績の悪化等に伴い雇用失業情勢は厳しさが増しており、特に、労働者派遣の役務の提供を受けている事業所においては、労働者派遣契約の期間満了に伴う契約の不更新や契約期間満了前の契約解除等により受け入れる派遣労働者の数を削減する動きも見られる。労働者派遣契約の契約期間満了に伴う契約の不更新や契約期間満了前の契約解除については、それ自体が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）に違反するものではないものの、派遣労働者の雇用の安定が損なわれる恐れがある。さらに、労働者派遣法違反である偽装請負等の是正指導に当たっては、労働者の雇用の安定のための措置について指導を行っているところであるが、是正指導後の労働者の雇用状況を見ると離職に至った労働者も見受けられるところである。このため、今後は、現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、下記に留意の上、適切に対応されたい。

記

1 労働者派遣契約の解除等に係る指導等の際の対応

各労働局においては、労働者派遣契約の契約期間満了に伴う契約の不更新や契約期間満了前の契約解除に係る事案の情報収集に努め、契約期間満了に伴い労働者派遣契約が更新されない事案については、雇用主である派遣元事業主に対して当該派遣労働者の雇用維持に努めるよう求めること。また、労働者派遣契約の契約期間満了前に契約を解除しようとする事案については、派遣元事業主及び派遣先双方に対して、派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針（平成11年労働省告示第137号）及び派遣先が講ずべき措置に関する指針（平成11年告示第138号）に基づき、派遣労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずるよう指導を徹底すること。

2 労働者派遣法違反に係る是正指導の際の対応

労働者派遣法に基づく指導監督においては、これまでも対象となる労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に違反事項の是正を図るよう指導しているところ

ろであるが、偽装請負等の是正指導後の労働者の雇用状況（別添参照）を見ると離職に至った労働者も見られることから、是正指導に当たっては、労働者の雇用の安定を図るための措置について指導を徹底すること。

また、今般、国会に提出された労働者派遣法改正案においては、適用除外業務への派遣労働者の受入、派遣可能期間の制限や偽装請負等に違反した役務の提供を受ける者に対しては、当該派遣労働者に対して労働契約の申込みをするよう勧告することができることとされているところであり、この労働者派遣法改正案の趣旨も踏まえ、また、現下の厳しい雇用失業情勢における雇用対策の一環として、今後の是正指導に当たっては、対象労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることの指導とは別に、派遣先又は発注者に対して対象労働者の直接雇用を推奨すること。